

広島県告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和二年広島県告示第七百四十号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・二七八号川南湯田村駅線

三 事業施行期間

令和二年六月四日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし